

令和2年2月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年2月12日(水)、午前9時30分 久留米市商工会館 5階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄 委員
2番	池田 清茂 委員
3番	池田 龍子 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
6番	上村 孝二 委員
7番	内田 洋一 委員
8番	緒方 義範 委員
9番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯一 委員
14番	田中 文委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富松 隆晴 委員
19番	日比生和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は無し。

事務局の出席者は10名である。

事務局 おはようございます。2月の総会にあたりまして、報告いたします。
本日、現委員数 23 名全員の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会が成立していることを報告いたします。
また、本日は、傍聴希望者が 1 名いらっしゃいます。
傍聴にあたりましては、久留米市農業委員傍聴要領第 1 条第 1 項の規定により、会長の許可が必要となっておりますので、会長に許可を求めたいと思います。
お願いします。

議長 はい、それでは、今説明がありましたように本日の第 1 号議案から第 9 号議案について、1 名の方より傍聴の申出があつております。1 名の方の傍聴を許可することにしたいと思いますが、これに意義ございませんか。

委員 はい

議長 はい、それでは、1 名の方に傍聴を許可することにいたします。

事務局 はい、それでは、傍聴者の方に入室して頂きます。

議長 はい、それでは、傍聴者の確認をいたします。
城島町の*****さんに間違いはございませんか。

傍聴者 はい。

議長 はい、傍聴者に申し上げます。
本日の傍聴につきましては、第 1 号議案から第 9 号議案までといたします。
議案審議が終了いたしましたら、速やかに退席をお願いいたします。

はい、それでは、ただいまより 2 月の農業委員会総会を開催いたします。

第 1 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい、1 ページをお願いします。
第 1 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転

東部地域 1 番から 2 ページ 7 番までの 7 件です。

3 ページをお願いします。

西部地域 8 番から 12 番までの 5 件です。

なお、1 ページの審議番号 1 番につきましては、昨年 8 月の総会にて、空き家に付属する農地として、指定申請を受けており、農地法施行規則 第 17 条第 2 項において、下限面積が 1,023 m²まで、引き下げられているため、権利取得後に下限面積を満たすものとなっております。

以上、審議番号 1 番から 12 番までの各申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準について、審査会において説明を行っていましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で、説明を終わります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号 1 番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について担当委員より報告をいたします。それでは、報告をお願いいたします。

担当委員 では、審議番号 1 番の案件について、1 月 29 日に私と担当地区の推進委員、事務局職員の 3 人で、申請者の*****氏にヒアリングを行いましたので報告します。申請人の*****氏は、現在上津に住んでおり、今回、農地と隣接する空き家と共に農地を取得して、農業を始める予定です。

*****氏の年齢は 50 歳です。

営農計画については、ネギ、白菜、人参などを栽培する計画です。

農業の経験につきましては、申請人の実家が熊本県山鹿市で野菜を栽培されており、現在も収穫等の手伝いをしているということで農業経験は有るということです。

農機具については、譲渡人より、耕耘機、草刈機を譲り受けて使用するということです。

ヒアリングの結果として、本人のやる気があると見受けられ、今後も適切な農地利用が見込めるものと考えられます。

最後に、この案件については、久留米市の第 2 回目の案件ということで非常に注目された内容なので、新規就農者として、近所の方から褒めて頂くような、農業経営をしてもらいたいと言うことを話したら、本人も自覚して、周囲に迷惑を掛けないように一生懸命頑張るとおっしゃっていたことを報告いたします。以上です。

議長 はい、それでは、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、採決をいたします。
「第1号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第1号議案」は、可決されました。

つづきまして、第2号議案 「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4ページをお願いします。
第2号議案 「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から3番までの3件です。

1番 申請地 田主丸町鷹取 田 10筆計 11,526㎡、
申請理由 申請地を貸露天駐車場として利用するものです。

2番 申請地 北野町金島 田 1,267の内96㎡、
申請理由 申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

3番 申請地 北野町十郎丸 田 1,496㎡、
申請理由 申請地に自己用住宅および倉庫を建築するものです。

5ページをお願いします。

西部地域 4番から6番までの3件です。

4番 申請地 津福本町 田 1,076㎡、
申請理由 申請地を貸露天駐車場として利用するものです。

5番 申請地 城島町四郎丸 田 3筆計 179.69㎡、
申請理由 申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

6 番 申請地 三潞町高三潞 畑 60 m²、

申請理由 申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

なお、4 ページ、審議番号 1 番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で、説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

東部審査会 はい、それでは、東部審査会からまいります。

審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーは 1 番です。

転用目的は、貸露天駐車場を設置するものです。申請地の北側に資生堂の工場が建設されますので、建設中はその工事車両の駐車場、工事完了後は、資生堂の社員駐車場として利用される予定です。

申請地は、田主丸総合支所から東へ約 3.2 キロメートル、県立浮羽宥真館高校から西へ約 320 メートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地ですので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除については、南側は法面施工で、北側、東側、西側は周囲の土地に高さを合わせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーは 2 番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張し、車庫を建築するものです。

申請地は、北野中学校から東へ約 1.7 キロメートル、金島駅から南西へ約 970 メートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業ですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下と敷地内の溜め枒を経由して東側道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、東側道路に埋設された下水道管へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。
転用目的は、自己用住宅および車庫を建築するものです。

申請地は、西鉄古賀茶屋駅から南東へ約700メートル、北野総合支所から南西へ約1.2キロメートルのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内の溜め枒を經由して北側と南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側道路に埋設された下水道管へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、3件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しています。ご審議の程、よろしくお願いたします。

西部審査会 それでは、つぎに、西部審査会から報告いたします。

審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーも4番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。

申請地は、西鉄津福駅から北へ約500メートル、鳥飼小学校から南へ約600メートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設するU字溝と既存の排水管を經由して南側の河川へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、L型擁壁により、土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものですが、すでに施工済みでしたので、経緯書付きの申請となっております。

申請地は、青木小学校から北へ約300メートル、城島中学校から南西へ約1.2キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、第3種要件および第2種要件に該当せず、特定土地改良事業

の施工の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が既存敷地の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、東側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防いでいます。

つぎに、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーも6番です。

転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、すでに施工済みでしたので始末書付きの申請となっております。

申請地は、三瀧町小学校から北西へ約500メートル、西鉄大善寺駅から南西へ約1.5キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下。

汚水・生活雑排水につきましては、東側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせることにより、土砂の流出を防いでいます。

これらの申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、3件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。

「第2号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第2号議案」は、可決されました。

なお、審議番号1番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

つづきまして、第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」で、ございますが、審議番号1番、2番、3番のいずれも、次の第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、「第3号議案」と「第4号議案」を一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい、6ページをお願いいたします。

第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番 1件です。

1番 申請地 田主丸町益生田 田 189 m²、

申請理由 転用事業者及び転用目的を変更するもの。

変更内容 転用事業者を*****氏から*****氏へ、転用目的を貸店舗および排水用地から貸露天駐車場に変更するものです。

こちらにつきましては、平成28年12月26日付けにて、5条許可がなされたものです。第4号議案4番と関連案件となります。

西部地域 2番と7ページ3番の2件です。

2番 申請地 上津町、藤山町 田畑 13筆計 7,076.02 m²、

申請理由 転用面積を変更するもの。

変更内容 転用面積を10,234 m²から7,376.02 m²へ変更するものです。

こちらにつきましては、令和元年6月17日付けにて、5条許可がなされたものです。

第4号議案 7番、8番と関連案件となります。

7ページをお願いいたします。

3番 申請地 三潞町玉満 宅地、田 2筆計 128.40 m²、

申請理由 転用面積を変更するもの。

変更内容 転用面積を128.4 m²から104.4 m²へ変更するものです。

こちらにつきましては、平成16年6月30日付けにて、5条許可がなされたものです。

第4号議案 10番、11番と関連案件となります。

つづきまして、8ページをお願いします。

第4議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から9ページ6番までの6件です。

1番 申請地 善導寺町飯田 田 845の内100㎡、
申請理由 申請地を借り受けて、露天駐車場として利用するものです。

2番 申請地 田主丸町地徳 畑 2筆計 266㎡、
申請理由 申請地を譲り受けて、露天駐車場として利用するものです。

3番 申請地 田主丸町中尾 畑 433㎡、
申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

9ページをお願いします。

4番 申請地 田主丸町益生田 田 189㎡、
申請理由 申請地を取得し、貸露天駐車場として利用するものです。

こちらにつきましては、第3号議案 1番と関連案件です。

5番 申請地 北野町石崎 田 822㎡、
申請理由 申請地を借り受けて、集合住宅(1棟6戸)を建築するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番 申請地 北野町仁王丸 田 2筆計 1,273㎡、
申請理由 申請地を取得し、建売住宅(7戸)を建築するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いします。

西部地域 7番から11ページ11番までの5件です。

7番 申請地 上津町、藤山町 田畑 13筆計 7,376.02㎡、
申請理由 申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置するものです。

こちらにつきましては、第3号議案 2番と関連案件です。

8番 申請地 上津町、藤山町 田畑 11筆計 2,857.98㎡、
申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

こちらにつきましては、第3号議案 2番と関連案件です。

11ページをお願いします。

9番 申請地 三潞町高三潞 畑 265㎡、
申請理由 申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

10番 申請地 三潞町玉満 宅地 104.4㎡、
申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

こちらにつきましては、第3号議案 3番と関連案件となります。

11番 申請地 三潞町玉満 田 4筆計 1,482 m²、

申請理由 申請地を取得し、建売住宅(8戸)を建築するものです。

こちらにつきましても、第3号議案 3番と関連案件となります。

なお、9ページ審議番号6番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

東部審査会 はい、それでは、東部審査会からまいります。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、善導寺小学校から東へ約600メートル、JR善導寺駅から北へ約800メートルのところに位置します。

農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下です。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、竹野小学校から北東へ約1.4キロメートル、水縄小学校から西へ約3キロメートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ですので、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、北側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることで、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、筑後草野駅から南東へ約500メートル、竹野小学校から西へ約600メートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね500メートル以内に鉄道の駅がある農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枿を通じて、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、西側の道路に埋設された下水管へ排水されます。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。

第3号議案1番と関連案件となります。

こちらは、当初、別の方が平成28年12月26日に貸店舗を建設する目的で転用許可を受けていましたが、造成のみ行い店舗は建てずに利用していたため、転用事業者と転用目的の変更承認申請を併せて行うものです。

申請地は、田主丸駅から南西へ約650メートル、川会小学校から南東へ約2.8キロメートルのところに位置します。

農地区分については、用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、北側道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。転用目的は、集合住宅(1棟6戸)を建築するものです。

申請地は、古賀茶屋駅から南へ約770メートル、弓削小学校から北西へ640メートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、溜め枿を通じて北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設された下水道管へ排水されます。

被害防除につきましては、L型擁壁併用のコンクリートブロックを設置して、土砂

の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。転用目的は、建売住宅(7戸)を建築するものです。

申請地は、北野中学校から東へ約100メートル、大城小学校から西へ約900メートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、北側の側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設された下水管へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、6件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しています。ご審議の程、よろしくお願いたします。

西部審査会 はい、それでは、西部審査会から報告いたします。

審議番号7番について説明いたします。

第3号議案 2番と関連する案件です。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

こちらは、当初、令和元年6月17日に太陽光発電設備を設置する目的で転用許可を受けていましたが、太陽光発電設備を設置する土地の面積を狭め、残地を資材置場として利用していたために、変更承認申請を併せて行うものです。

申請地は、青陵中学校から西へ約1.1キロメートル、上津クリーンセンターから南へ約700メートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号8番について説明いたします。

こちら第3号議案 2番と関連する案件です。地図ナンバーは17番です。
転用目的は、露天資材置場として利用するものですが、すでに施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。

こちらにつきましても、当初、令和元年6月17日に太陽光発電設備を設置する目的で転用許可を受けていましたが、太陽光発電設備を設置する土地の面積を狭め、残地を資材置場として利用するため、変更承認申請を併せて行うものです。

申請地は、青陵中学校から西へ約1.1キロメートル、上津クリーンセンターから南へ約700メートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号9番について、説明いたします。地図ナンバーは18番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三瀧小学校から北西へ約500メートル、西鉄大善寺駅から南西へ約1.5キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、東側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましてはコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号10番について、説明いたします。

こちらは、第3号議案 3番と関連する案件です。地図ナンバーは19番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

当初、平成16年6月30日に住宅を増築する目的で転用許可を受けていましたが、一部は農地として残し、住宅を増築しておりました。

今回、その農地ほか3筆に建売住宅を建築する計画ができたため、変更承認申請と併せて行うものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から東へ約700メートル、三瀧総合支所から北へ約1.2キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね 750 メートル(宅地化率 40%以上)の区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する道路側溝を経由して、西側および南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、西側および南側の道路側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 11 番について、説明いたします。地図ナンバーは 20 番です。

転用目的は、建売住宅(8 戸)を建築するものです。

こちら第 3 号議案 3 番と関連する案件です。

先ほどの審議番号 10 番で説明した一部残った農地と、他の 3 筆の農地を合わせて、建売住宅の販売をする計画がでてきたため、変更承認申請と併せて行うものです。申請地は、西鉄犬塚駅から東へ約 700 メートル、三潞総合支所から南へ 1.2 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね 750 メートル(宅地化率 40%以上)の区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する道路側溝を経由して、西側および南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、西側および南側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、5 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員 はい、ちょっと教えて欲しいのですが、
7 番の 13 筆ありますね、これは、一筆一筆するのですか？それとも、一筆に均して使用されるのでしょうか？わかりません。

事務局 はい、この13筆ですね。13筆はあくまでも一体利用になりますので、ある程度、均して転用します。地図を見ていただきますと地図のナンバー16です。東側に転用地があり、真ん中に一体利用地、さらに西側に転用地があるかと思えます。こちらにつきましては、それぞれ段差がありますので、それぞれに太陽光発電設備を設置する計画になっています。

議長 よろしいですか？他に質疑はございませんか。

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。

なお、採決にあたりましては、「第3号議案」と「第4号議案」に、分けて採決をいたします。

それでは、「3号議案」について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第3号議案」は、可決されました。

つづきまして、「第4号議案」について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第4号議案」は、可決されました。

なお、審議番号6番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

つづきまして、第5号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、12ページをお願いします。

第5号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。

審議番号1番、2番の2件です。

1番 申請人 梅満町 ****、経営面積 0㎡、

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、市の青年等就農計画認定者であり、新規就農者と認められた方となります。

農業委員会が定める基準面積の特例に権利を取得させるべきものが新規就農者である場合とあり、今回の申請者は、その特例に該当するものです。

参考といたしまして、平成30年9月より、安武町の*****氏のもとで、イチゴ栽培の研修を受けておられます。

2番 申請人 北野町上弓削 *****、経営面積 63,675.04 m²、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。

「第5号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第5号議案」は、可決されました。

つづきまして、第6号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、13ページをお願いします。

第6号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1. 所有権移転 | 6 件 |
| 2. 利用権設定(農地中間管理事業関係:通年作) | 7 件 |
| 3. 利用権設定(農地中間管理事業関係:期間貸借) | 1 件 |
- です。

14 ページをお願いいたします。

1. 所有権移転

第1区 1番から3番までの3件です。

1番 所在地 大善寺町宮本 田 2,247 m²、推進機構への売渡しとなります。

2番 所在地 宮ノ陣町大杜 田 1,619 m²、推進機構からの買入となります。

3番 所在地 宮ノ陣町八丁島 田 3,673 m²、推進機構からの買入となります。

第2区 4番 1件です。

4番 所在地 田主丸町上原 田 1,252 m²、推進機構への売渡しとなります。

15 ページをお願いします。

第3区 5番、6番の2件です。

5番 所在地 北野町十郎丸 田 1,762 m²、推進機構への売渡しとなります。

6番 所在地 北野町鳥巢 畑 2筆計 752 m²、推進機構からの買入となります。

16 ページをお願いします。

2. 利用権設定(農地中間管理事業関係:通年作)

第1区 1番から3番までの3件です。

1番 所在地 山本町豊田 田 1,167 m²、推進機構への貸し付けとなります。

2番 所在地 山本町豊田 田 1,456 m²、推進機構への貸し付けとなります。

3番 所在地 山本町豊田 田 1,208 m²、推進機構への貸し付けとなります。

第2区 4番 1件です。

4番 所在地 田主丸町森部 田 2筆計 2,888 m²、推進機構への貸し付けとなります。

17 ページをお願いします。

第3区 5番 1件です。

5番 所在地 北野町稲数 田 1,372 m²、推進機構への貸し付けとなります。

第4区 6番、7番の2件です。

6番 所在地 城島町芦塚 田 540 m²、推進機構への貸し付けとなります。

7番 所在地 城島町内野 田 4,733 m²、推進機構への貸し付けとなります。

18 ページをお願いします。

3. 利用権設定(農地中間管理事業関係:期間貸借)

第1区 1番 1件です。

1番 所在地 太郎原町 田 1,372 m²、推進機構への貸し付けとなります。

以上、

1. 所有権移転 審議番号1番から6番まで

2. 利用権設定(農地中間管理事業関係:通年作) 審議番号1番から7番まで

3. 利用権設定(農地中間管理事業関係:期間貸借) 審議番号1番

の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で、説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。

「第6号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第6号議案」は、可決されました。

よって久留米市長あて、通知いたします。

つづきまして、第7号議案 「農用地の買入協議要請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、19ページをお願いします。

第7号議案 「農用地の買入協議要請について」、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたします。

第1区 1番 1件です。

1番 所在地 太郎原町 田 5筆計 8,569 m²、

要請理由 あっせん相談により、地元農地利用最適化推進委員による、あっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるよう調整を試みたが、売り渡し希望価格において、調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は、久留米市農業基

本構想の実現など将来的見地からみた優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。

以上、説明を終わります。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。

「第7号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第7号議案」は、可決されました。

よって久留米市長あて、要請いたします。

つづきまして、第8号議案 「久留米市農業委員会事務専決規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、20ページをお願いします。

第8号議案 「久留米市農業委員会事務専決規程の一部改正について」、農地法の一部を改正する法律が令和元年11月1日に施行されたことに伴い、久留米市農業委員会事務専決規程の一部を改正したいので付議いたします。

久留米市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規定

久留米市農業委員会事務専決規程の一部を次のように改正する。

別表2の項中「第4条第1項第7号」を「第4条第1項第8号」に、
「第5条第1項第6号」を「第5条第1項第7号」に改める。

この規定は、公布の日から施行する。

こちらにつきまして、補足説明いたします。

改正前の農地法第4条第1項第7号、農地法第5条第1項第6号につきましては、市街化区域に関する届け出の内容となっております。

今回の改正は、農地中間管理事業に関する事項が農地法第4条と農地法第5条の各

号に追加されたことに伴い、1号後ろにずれたため、合わせて専決規程の改正を行うものです。

21ページについては、参考に新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。

「第8号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第8号議案」は、可決されました。

つづきまして、第9号議案 「久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会運営要綱の全部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、22ページをお願いいたします。

第9号議案 「久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会運営要綱の全部改正について」、久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会運営要綱を全部改正したいので付議いたします。

1. 久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会運営要綱(案) 別紙のとおり

2. 制定理由 農地利用最適化推進委員の募集に伴い、その選考について、要綱を改正するものです。

第9号議案 別紙のほうをお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、1枚目に改正案、2枚目に改正前の農地利用最適化推進委員選考委員会運営要綱を添付しております。

1枚目の改正案について、読み上げます。

(案を読み上げ)

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

それでは、質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。

「第9号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第9号議案」は、可決されました。

それでは、傍聴者に申し上げます。

第1号議案から第9号議案までといたしておりました。終了いたしましたので、退席のお願いを申し上げます。

はい、それでは、引きつづきまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

それでは、質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 従いまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

つぎにお諮りをいたします。

本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。
異義ありませんか。

「異議無しの声」

議長 はい、ご異議無しと認めます。
よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。
久留米市農業委員会議規則 第10条 第2項の規定により

10番 古賀 喜治 委員

21番 松延 洋一 委員 をお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。